

2011(平成23)年度 法学既修者入学試験問題(2月試験)

刑 法

(90分, 総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は、表紙をふくめて4ページで、問題は1問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示を待って行うこと。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

西新 太郎 は、福岡市にある某大学の法学部 4 年生であったが、友人で同大学文学部の 藤崎 次郎 と久しぶりに会ったとき、次郎が落ち込んでいる様子であったことから、これを元気づけてやろうと、近所の居酒屋へ誘った。次郎は有名な骨董品商 藤崎 宗次郎 の子であり、太郎の父 西新 一太郎 は熱心な骨董収集家で、宗次郎とも深い交友があり、太郎と次郎は、父親同士が仲がよかったため幼少時から親友の間柄であった。

居酒屋に行き、盃を重ねるにつれて、次郎は、現在つきあっている恋人との結婚について宗次郎から猛反対され、4ヶ月前に勘当されて実家を追い出されて恋人と同棲しているが、貯金も使い果たし困窮しているという事情を打ち明けた。太郎は、次郎に同情し、「それならば実家に忍び込んで、次郎の父宗次郎 の部屋から金目のものを持ち出してくればよい、品物を金に換えるのは引き受けてやる」と申し向け、「親子の間では物をとっても犯罪にはならないんだ」などと話した。次郎は、法学部にいる太郎の言うことだから間違いはなかろうと思ひ、その気になった。

数日後の昼間、次郎は、実家が留守であることを確認して忍び込み、宗次郎の部屋にあった茶碗を持ち出した。次郎はその茶碗が宗次郎の所有物であると思っていたが、実は、その茶碗は太郎の父の一太郎所有の茶碗であり、鑑定のために宗次郎に預けてあったものだった。次郎はそれを持ち帰り、太郎に換金を依頼した。太郎は、その茶碗が自分の父親の所有物であり、数百万円で売れることに気付いたが、「こういうものは売れないんだよな。でもまあ、他ならぬお前のためだから、20 万円でよければ、即金で買い取ってやる」などと申し向け、20 万円で次郎から買い取った。太郎はそれを 200 万円で転売し、遊興費として費消してしまった。

西新 太郎 および 藤崎 次郎 の罪責を論じなさい。ただし、自己の見解の提示にとどまらず、対立する学説や判例の状況に言及すること。

余白

余白